

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	函南町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kannami.shizuoka.jp/kurashi/mynumber/index.html

執行機関名 函南町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	函南町母子家庭等医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		函南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年函南町条例第26号)別表 第2の項 函南町母子家庭等医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、 <u>母子家庭等</u> に対しその医療を受けるのに必要な費用の一部を助成することにより、 <u>母子家庭等の福祉の増進に寄与すること</u> を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)第5条、第11条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療費の一部助成に係る認定の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	函南町母子家庭等医療費助成要綱(昭和55年3月19日函南町告示第10号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報